

会員規約

第1条(名称)

本スタジオはブルーダンススタジオ(以下「本スタジオ」という)と称します。

第2条(目的)

本スタジオはダンスを通じて人や社会の窓口となり、本スタジオの信念・理念に基づいた発想豊かな人材の育成、また全ての人にチャンスを与え、その挑戦の過程を応援しサポートすることを目的とします。

第3条(運営および管理)

本スタジオは株式会社キーズ・エンド・ハンマー(以下「会社」という)が運営、管理を行います。

第4条(会員制度)

- 1.本スタジオは会員制とし、会員に対し会員証を発行します。
- 2.会員の契約期間は会員が会社所定の退会手続きを完了するまで自動更新とします。
- 3.会員が、本スタジオの諸施設を利用するときは会員証を提示する必要があります。

第5条(入会申請)

本スタジオへの入会申請を行う際は以下の2項目を満たしている事が必須となります。

- 1.本会員規約を承認し、本スタジオの趣旨に賛同した方
- 2.本スタジオレッスン受講に堪え得る健康状態である方

第6条(会員資格)

会社は、入会希望者が前条の2項目を満たした上で所定の入会手続きを行い入会の承認を得た後に規定の入会登録料及び会費を完納した時点で、本スタジオの会員と認めます。

第7条(未成年者)

未成年者が入会希望する際は、その親権者の同意の上で入会申し込みを行うものとします。未成年者入会后、親権者は会則に基づく責任を未成年者本人と連帯して負うものとします。

第8条(個人情報保護)

会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第9条(変更手続き等)

- 1.会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
- 2.会員は、会員証を紛失したときは、会社に対して速やかに紛失の届け出をするものとします。この場合、会員は会社が定める別途再発行事務手数料500円(税込)をお支払いいただくことにより会員証の再発行を受けることができます。

第10条(会員資格の譲渡)

本スタジオの会員資格は第三者に譲渡することはできません。

第11条(入会登録料・会費等)

- 1.入会登録料・諸会費・諸料金等の金額(以下「諸費用」といいます)及び支払い時期、支払い方法は事前に 命じ及び一定の時期前の通達後会社がこれを定めます。
- 2.一旦納入した諸費用は返還できません

第12条(繰り越し)

レッスンの繰り越しを認められているコースは、未消化分を繰越すことができます。

第13条(ビジターの施設利用)

本スタジオは以下の2項を満たすことにより、会員以外の方(以下「ビジター」といいます)にも諸施設をご利用いただくことを認可します。

- 1.会社が別途定める諸費用をお支払いいただくこと。
- 2.本会則、会社が定める諸規則を遵守すること。

第14条(その他会員、ビジター以外の施設利用)

会社は、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の諸施設の利用を認めることができます。

第15条(施設内諸規則の遵守)

会員は、当スタジオの諸施設の利用にあたり、本会則及び諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従うものとします。また、下記の各項に該当する行為をしてはいけません。

- 1.他の利用者の諸施設利用を妨げる行為
- 2.施設スタッフ及び講師の指示に反する行為
- 3.その他、施設内の秩序を乱す行為

第16条(受講のお断り)

会員の事故、怪我等を防ぐためレッスン開始後30分以上遅れてのスタジオへの入室はお断りする場合があります。

第17条(遺失物・忘れ物・放置物)

- 1.会員の本スタジオの利用に際して生じた遺失物等については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- 2.忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後に処分させていただきます。

第18条(免責)

- 1.会員（ビジターを含みます）の施設利用時または外部での諸行事の際の怪我、事故(以下「事故等」といいます。)その他生じた損害等について、本スタジオに故意または重大なる過失がない限り、会社は当該損害に対する一切の責任を負いません。また会員が金銭、貴金属その他貴重品の粉失、盗難の被害にあった場合、会社は一切の責任を負いません。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、会社は一切関与いたしません。

第19条(会員の損害賠償責任)

会員(ビジターを含みます。以下本条において同様です。)が諸施設の利用中に会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第20条(会員資格喪失)

会員は下記の各項に該当した時に会員資格を喪失します。

- 1.会員が退会したとき
- 2.会員が除名されたとき
- 3.会員が死亡したとき
- 4.経営上の事情により本スタジオが閉鎖したとき

第21条(休会)

- 1.休会を希望する場合、本スタジオが別に定めた期日までに所定の届出書を提出して手続きを行わなければなりません。
- 2.本スタジオが別に定める休会料が必要となります。
- 3.休会の制度は1ヶ月単位、最大12ヶ月の期間内で手続きを行うことができます。
- 4.各種キャンペーン適用条件期間での休会は原則お受けできません。
- 5.休会は月の途中で行うことができません。毎月10日までに届出書を提出した場合、最短で翌月1日からの休会となります。届出期日を過ぎた場合、翌々月1日からの休会となります。この場合、翌月分の会費等全額を支払わなければなりません。

第22条(退会)

- 1.会員が本スタジオを退会する場合は、会社所定の書面の提出による退会手続きを行います。
- 2.会員が退会手続きを行いそれを会社が承認した後に退会の運びとなります。
- 3.退会手続きは、必ず来店の上書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による退会手続きには応じかねます。
- 4.会員は会社が退会を承認した翌月末日をもって会員資格を喪失します。
- 5.会社は、前項4の会員資格の喪失時まで会員に対して諸費用を請求する権利を有します。また滞納がある場合は完納いただきます。
- 6.会員は入会后3ヶ月以内に退会手続きを行うことはできません。
- 7.各種キャンペーン適用及び各種優遇制度の適用(最低利用期間)中に退会の手続きを行う場合は解約手数料が発生します。

第23条(コース変更)

- 1.会員が当スタジオにおいてコースの変更を希望する場合は、変更後のコースでの受講開始を希望する月の前々月末日までに所定の書面の提出によりコース変更の申請を行うものとします。
- 2.コース変更の申請は必ず来店の上書面にて行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段によるコース変更手続きには応じかねます。
- 3.会員がコース変更の申請を行った翌月の振替分から新コース料金に変更となります。
- 4.前項3に準じ、会員がコース変更の申請を行った翌々月から、コースの変更が適用となります。但コースアップの変更に関しては現金で差額を支払うことにより申請月からのコース変更が可能となります。
- 5.会員は入会当月またはコース変更申請を行った同月に再度コース変更の申請を行う事はできません。

第24条(除名)

会員が下記の各項に該当するときは、会社は該当会員を除名することができ、会員は会員資格を失います。また既にお支払いいただいた諸費用は、理由の如何を問わず一切返還しません。

- 1.本スタジオの会則、その他諸規則に違反したとき
- 2.本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき
- 3.会費その他の債務を滞納し会社からの催告に応じないとき
- 4.入会に際して会社に虚偽の申告をしたと判明したとき
- 5.会社が本スタジオの会員としてふさわしくないと判断したとき

第25条(休校日)

本スタジオは、夏期、年末年始または本スタジオが企画し実施する諸活動を行う為に休校日を設けることができます。

第26条(施設の休業・閉鎖・および解散)

会社は、必要と認めた場合に本スタジオを休業、閉鎖および解散をする事が出来ます。尚、この場合会員に対する補償は行いません。

- 1.施設の改造または修理のとき
- 2.天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき
- 3.その他運営上の理由が有るとき

第27条(改正)

本スタジオに関する規則の改正及び規則の定めのない事項については会社がこれを定める事ができるものとし、その効力は会員、及びビジターに及ぶものとし、ます。